

令和 年 月 日

〒

【給与支払報告書提出依頼 在中】

広島県 庄原市長  
(総務部税務課)  
[公印省略]

### 給与支払報告書の提出について (お願い)

平素より庄原市税務行政につきまして、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度(令和5年分)の給与支払報告書について、令和6年1月1日現在庄原市に住所がある従業員の方について提出いただきますようお願いいたします。なお、**庄原市に該当の無い場合は、総括表、普通徴収切替理由書、個人別明細書のいずれも提出の必要はありません。**

【提出期限】令和6年1月31日(水)※令和6年1月16日(火)までの提出にご協力ください。

【提出の対象者】令和6年1月1日現在、庄原市に住所があり、  
(1)令和6年1月1日現在において給与の支払を受けている方(休職含む)  
(2)令和5年中に退職した方で、給与支払金額の総額が30万円を超える方  
※適正な課税の観点から、30万円を超えない方も提出をお願いします。

【従業員の情報】従業員の方の氏名(フリガナ)・住所・生年月日とマイナンバーは必ず正確に記入してください。また、扶養の方の氏名(フリガナ)・マイナンバーも同様です。記入漏れや誤りがある場合は本人確認ができないことから、個人への正確な関連付けのために**再提出を求めます**のでご了承ください。

【個人別明細書】用紙は同封しておりません。最寄りの税務署、市役所に備え付けております。個人別明細書の提出枚数は**1名につき1枚**です。

【休職等で給与等の支給が無い場合】産休や傷病等で長期休職中で給与等の支給が無い場合でも、在籍している方については提出が必要です。

【普通徴収への切替】普通徴収切替理由書の添付及び該当者の個人別明細書摘要欄への記号略号の記載が必要です。添付や記載がない場合、原則、特別徴収対象者に指定します。

【税理士への依頼】作成等を税理士へ依頼される場合は、金額のほか「特別徴収と普通徴収の対象者」についても正確にお伝えください。

【租税条約適用者】租税条約適用の方については、給与支払報告書個人明細の摘要欄に、該当条項「●条約●●条該当」を赤書きしてください。

【納入書の要・不要】納入書は事業所へ送付するものとなります。必要な場合は、必ず「要」を○で囲んでください。

【退職者の届出】給与支払報告書、普通徴収切替理由書は令和6年度の住民税に係るもののため、令和5年度分の退職等があれば給与支払報告書とは別に異動届が必要です。

【特別徴収税額通知の電子化】※令和6年度から、エルタックスを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者(事業所)の申出により、エルタックス経由で納税義務者用(従業員)の特別徴収税額通知を電子データ正本として送信します。

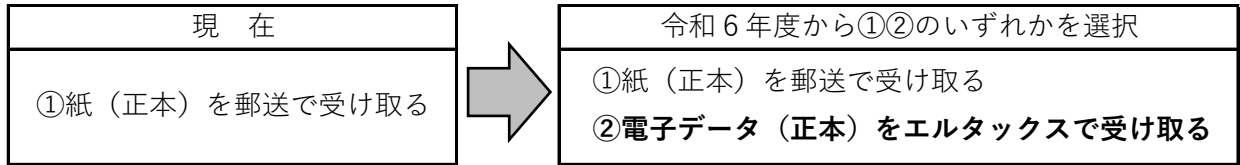
※ 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について、裏面もご確認ください。

提出・問い合わせ  
〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号  
庄原市 総務部 税務課 市民税係 TEL:0824-73-1146(直通)

## 個人住民税の特別徴収税額通知の受取方法変更について

### 1. 特別徴収税額通知（納税義務者用：従業員）の電子データ（正本）での受取が始まります

- ・エルタックスで給与支払報告書を提出する際、電子データでの受取を選択できるようになります。
- ・電子データでの受取のためには、**従業員に電子的に配布するための体制**が必要です。



#### 特別徴収税額通知（納税義務者用：従業員）のイメージ

- ・ZIPファイルでダウンロードすることができます。
- ・従業員の方（納税義務者）は開封するためにパスワードが必要です。
- ・真正性の確認をすることができます。

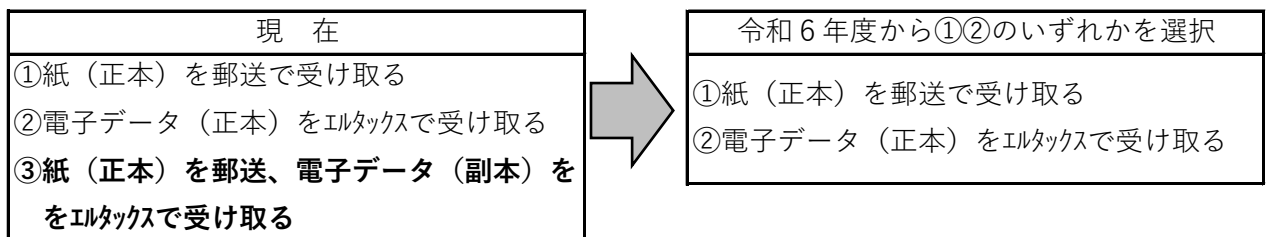
### 2. 特別徴収税額通知（納税義務者用：従業員）の電子データ（正本）で受け取る場合は受給者番号の設定が必須となります

- ・納税義務者の特定を可能にするため、受給者番号の設定が必須項目となります。
- ・受給者番号で次の文字や文字列は使用できなくなります。

項番	文字、文字列	説明	項番	文字、文字列	説明
1	,	カンマ	16	—	アンダーバー
2	@	アットマーク	17	<	不等号小なり
3	¥	バックスラッシュ、円記号	18	>	不等号大なり
4	/	スラッシュ	19	[	左角括弧
5	:	コロン	20	]	右角括弧
6	*	アスタリスク	21	{	左中括弧
7	?	クエスチョンマーク、疑問符	22	}	右中括弧
8	”	ダブルクォーテーション	23	(先頭が) .	先頭1文字目が半角ドット
9	’	シングルクォーテーション	24	AUX	デバイスファイル用文字列 ※(COM)
10		バーティカルバー	25	COM0～COM9	
11	#	シャープ	26	CON	
12	%	パーセント	27	LPT0～LPT9	
13	-	カレット	28	NUL	
14	·	アクサンダッシュ/バックティック	29	PRN	
15	~	チルダ			

### 3. 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用：事業所）の電子データ（副本）が廃止になります

- ・「電子データ（副本）と紙（正本）」での受取はできなくなります。
- ・「電子データ（正本）」又は「紙（正本）」どちらかでの受取になります。



### 4. 個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）電子化に係るエルタックス案内ページ

- ・個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）電子化に係る特別徴収義務者向け特設ページ  
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>
- ・個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）電子化に係る特別徴収義務者向けドキュメントの公開について  
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08038>